

【第10期】  
奥出雲町分別収集計画

令和4年7月

奥 出 雲 町

## 目 次

1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3、4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込み	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

## 奥出雲町分別収集計画

### 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、高度成長期及びバブル経済期を通じて定着した大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、物質循環を確保することにより、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成するすべての者がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

奥出雲町は、緑豊かな山々、清らかな水の恵まれた豊かな自然環境が、町民一人一人により守られている。本町の廃棄物処理は、これまで廃棄物の減量化のために焼却を中心とした処理・処分を行ってきたが、平成11年4月から「仁多クリーンセンター」が稼動し、これに伴い初めての「分別収集」を開始した。

また、平成19年4月からは資源の有効利用と「仁多クリーンセンター」の埋立処分場の延命のため、さらに平成24年4月1日から「ごみ袋の有料化」を開始しごみの減量化と細かな分別方法に改め、限りある資源を有効に活用し、リサイクルすることでごみを減らし、ごみの適正処理を積極的に推進している。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用と循環型社会の形成が図られるものである。

### 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ①容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- ②廃棄物の適正処理を推進し、リサイクルを基本とした循環型の社会づくり。
- ③住民・事業者・行政等すべての関係者が一体となった取り組みにより、排出抑制・資源化等を推進し、環境負荷の低減を図る。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年に見直す。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	124t	121 t	117 t	114 t	111 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

本計画では、容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

①環境教育、啓発活動の充実

- ・事業者、地域住民に対する意識啓発は、学校、家庭、職場や地域社会での環境学習が重要であることから、リサイクルの取組やごみ焼却施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、クリーンセンターの状況、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

②過剰包装の抑制

- ・販売店での包装の簡素化を推進する。

③販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

- ・レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

④再生品販売及び利用の促進

- ・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の販売店の拡大及び消費者による再生品の積極的な利用拡大啓発活動を実施する。

⑤不適正処理の防止

- ・不法投棄等の不適正処理が多発すると、廃棄物処理全般に対する信頼性を損ない、循環型社会構築に向けた機運を損ないかねないことから、地域住民と関係機関が連携して、不法投棄等の防止に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

なお、本町では引き続き、ダンボール等の集団回収においても分別収集を行う。

また、町民の協力度、本町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下記右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶
主として ガラス製 の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空きびん
主としてポリエチレンテフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょう油等を充填するためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの	プラスチック類
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック (集団回収)
主としてダンボール製の容器	ダンボール (集団回収)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	9.9t		9.6t		9.3t		9.1t		8.8t	
主としてアルミ製の容器	19.0t		18.5t		17.9t		17.4t		16.9t	
無色のガラス製容器	(合計) 2.6t		(合計) 2.5t		(合計) 2.5t		(合計) 2.4t		(合計) 2.3t	
	(引渡) 2.6t	(独自処理) 0	(引渡) 2.5t	(独自処理) 0	(引渡) 2.5t	(独自処理) 0	(引渡) 2.4t	(独自処理) 0	(引渡) 2.3t	(独自処理) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 5.1t		(合計) 5.0t		(合計) 4.8t		(合計) 4.7t		(合計) 4.6t	
	(引渡) 5.1t	(独自処理) 0	(引渡) 5.0t	(独自処理) 0	(引渡) 4.8t	(独自処理) 0	(引渡) 4.7t	(独自処理) 0	(引渡) 4.6t	(独自処理) 0
その他のガラス製容器	(合計) 2.1t		(合計) 2.0t		(合計) 2.0t		(合計) 1.9t		(合計) 1.9t	
	(引渡) 2.1t	(独自処理) 0	(引渡) 2.0t	(独自処理) 0	(引渡) 2.0t	(独自処理) 0	(引渡) 1.9t	(独自処理) 0	(引渡) 1.9t	(独自処理) 0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料、しょう油等を充填するためのもの	(合計) 20.5t		(合計) 19.9t		(合計) 19.3t		(合計) 18.7t		(合計) 18.2t	
	(引渡) 20.5t	(独自処理) 0	(引渡) 19.9t	(独自処理) 0	(引渡) 19.3t	(独自処理) 0	(引渡) 18.7t	(独自処理) 0	(引渡) 18.2t	(独自処理) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの	(合計) 23.7t		(合計) 23.0t		(合計) 22.3t		(合計) 21.7t		(合計) 21.0t	
	(引渡) 23.7t	(独自処理) 0	(引渡) 23.0t	(独自処理) 0	(引渡) 22.3t	(独自処理) 0	(引渡) 21.7t	(独自処理) 0	(引渡) 21.0t	(独自処理) 0
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	0.5t		0.5t		0.5t		0.4t		0.4t	
主としてダンボール製の容器	41.1t		39.9t		38.7t		37.6t		36.5t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算出方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝ 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率  
また、人口変動率は、奥出雲町内の人口減少率を勘案し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
11,393人 (対前年度対比)	11,062人 (対前年度対比)	10,742人 (対前年度対比)	10,430人 (対前年度対比)	10,128人 (対前年度対比)
97.1%	97.1%	97.1%	97.1%	97.1%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の体制を活用して行う。

なお、現在、業者による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器、ダンボール製容器については、引き続き実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する収集・運搬に係る施設は、現在の施設を利用する。また、中間処理については、現在の施設(仁多クリーンセンター)で、分別(選別・圧縮)処理し、ストックヤード棟において、保管する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集の実施に関しては、原則的には現在の施設を利用し、現行の収集体制を活用して行う。

ペットボトル製容器、プラスチック製容器包装及びガラス製容器については、分別基準に適合する分別とする。